2022 年 9 月 25 日 №21

老朽原発 40 年廃炉訴訟市民の会

私たちは、関西電力の老朽原発・高浜 1，2 号機と美浜 3 号機を再稼働させないよう、6 年以上、裁判を闘ってきました。しかし、美浜 3 号機が昨年の 4 ヶ月間の運転強行に引き続き、8 月 30 日にまた運転再開されてしまいました。

さらに岸田首相は、電力不足を煽りつつ、GX（グリーントランスフォーメーション）と銘打ち、既存原発の再稼働、新規原発建設を打ち出し、こともあろうに老朽原発の運転期間を 60 年よりさらに延長しようとしています。エネルギー政策を大きく後戻りさせないために、私たちの運動の真価が問われています。

□――――――――――――――――――――――――――――

【報告】7/8　老朽原発裁判　口頭弁論

高浜 1 ・ 2 号第 23 回 ＋ 美浜 3 号第 21 回

――――――――――――――――――――――――――――■

この日は被告・国が初めて法廷で陳述するはずだったため、開廷時間がいつもより 30 分早かったのですが、先方の都合で空振りとなりました。国は、次回 10/3 には中性子照射脆化問題などについて反論する予定とのことです。

■次々と浮かび上がる PTS 評価の違法性

今回、午前の高浜 1．2 号機の裁判では、井上功務弁護士が、原子炉容器の PTS(加圧熱衝撃)状態遷移曲線を導くための基礎データである熱伝達率を算出する際、参加人（関電）が JEAC4206-2007 に規定された Jackson-Fewster 式（J-F 式）を使っておらず、違法の疑いがあることを陳述しました。

大口径の配管が破断して緊急炉心冷却装置により原子炉容器内に冷却水が入ると、水の温度が原子炉容器壁に伝わり急激に冷やされますが、この時にどのぐらいの熱を水と金属との間でやり取りするかというのが熱伝達率です。熱伝達率が大きければ金属の原子炉容器内表面は急激に冷やされ、内外の温度差が拡がり、表面の亀裂にかかる応力が増します。参加人は、運転時の温度の Tw＝290℃から 125℃までの間でこの熱伝達率を不当に低く見積もっている疑いがあります。J-F 式を使うともっと高くなるからです。井上弁護士は、具体的に J-F 式が表すそもそもの意味から紐解き、J-F 式で評価したと主張する参加人のゴマカしを指摘しました。

ホームページで報告集会の録画をご紹介していますので、井上弁護士の解説をぜひお聞きください。

＜なぜ今、Jackson-Fewster 式なるものが問題になっているかといえば＞

そもそも、この PTS 評価の違法問題とは・・・

PTS（加圧熱衝撃）評価とは、緊急時に原子炉容器が冷却水で一気に冷やされ収縮した時に、外面との温度差で強い引っ張り応力がかかりますが＜PTS（加圧熱衝撃）＞、この時に、原子炉容器に亀裂があることを前提に亀裂を進展させる力の大きさを評価した曲線を求めて、破壊靭性値（原子炉容器の粘り強さ）を上回らないか（デッドクロスしないか）を確認する重要な評価です。

亀裂に対する材料の強さ　＞　亀裂を進展させる力
「原子炉の耐久性」　　「加圧熱衝撃」（PTS）
（破壊靭性値）　　（応力拡大係数）

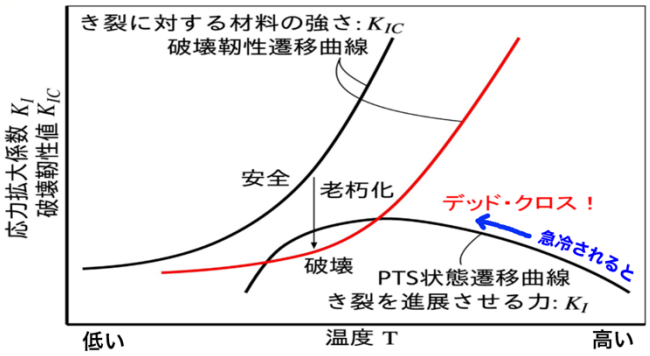

この PTS 評価をするときに、どのような熱伝達率の数値に設定したかはその評価に大きな影響を与えるため、原告は 2019 年 7 月 4 日付準備書面（44）で被告に対し、求釈明を行いました。被告は 2 年も経ってようやく、2021 年 7 月 4 日付第 25 準備書面で、関電がどのような熱伝達率を用いたのか把握していないこと、把握していないから適切かどうか審査もしていないことを認めました。これですでに審査は違法です。

しかも、原告の方で、高浜原発 1 号機の 60 年時

予測について、クラッド（原子炉容器のステンレス製内張り材）なしで（断熱材の役割をしてしまうクラッドなしで評価する規定になっているのに、関電はクラッドありで評価を行い、規制委が追認してしまっているという違法もある）、かつ、沸騰熱伝達率が生じる場合の PTS 評価の解析をした結果、デッドクロスを生じる可能性が示されたことも指摘しました（2021 年 7 月 19 日付原告準備書面（71））。

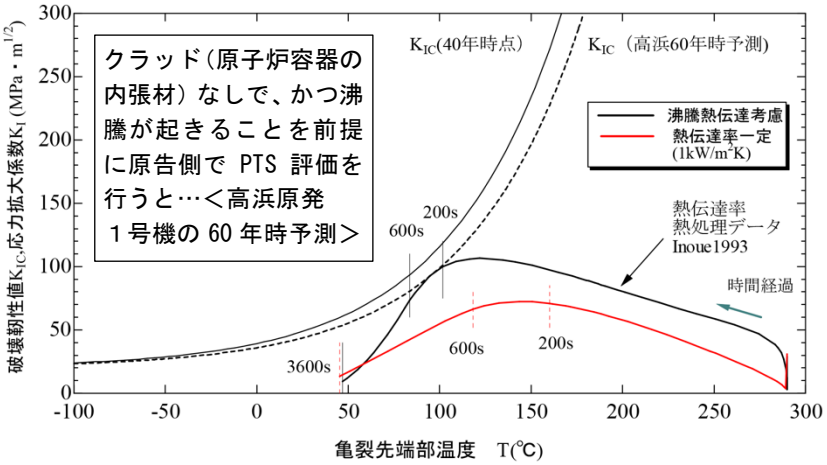

その後、関電が 2022 年 1 月 19 日付準備書面（12）で、熱伝達率の数値を出してきたのですが、これがなんと、解析に使った熱伝達率の数値が残っていないので、あらためて計算してみたら同じような結果になったから「大破断 LOCA（Loss of Coolant Accident＝冷却材喪失事故）が生じてから 3600 秒までの間において、熱伝達率は約 1.6kW/（m²K）から約 2.5kW/（m²K）」で計算したと思われるとするもの。規制委だけでなく事業者すら熱伝達率を把握していないとは驚きです。しかも、原告の方で具体的審査基準として定められた J-F 式により熱伝達率を計算してみたところ、原子炉容器の内表面温度が 125℃を超えると熱伝達率は 2.5kW/（m²K）を上回る結果となったのです。熱伝達率が高いほど急激に原子炉容器が冷やされることになるので危険です。

関電が J-F 式で計算していなければ基準に違反し

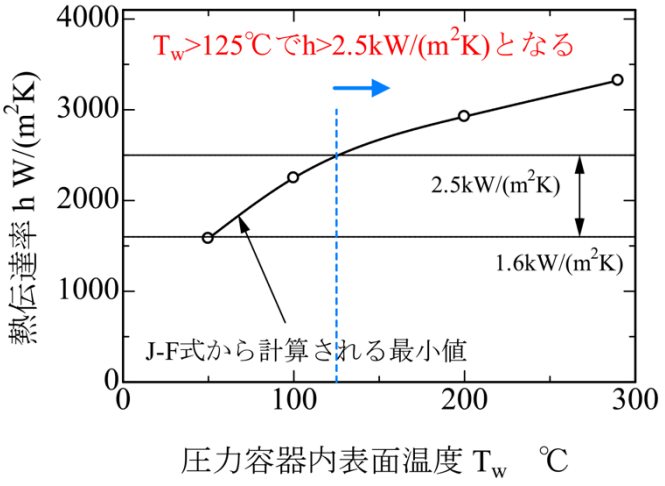

圧力容器内表面温度と熱伝達率の最小値

違法ですし、同式を使っているならどのような数値を用いたのかなどを説明できなければ違法です。

というわけで、そもそも規制委が熱伝達率を把握せず適切かどうか審査していないので違法で、クラッドありで PTS 評価をしているので違法ですが、さらに関電が出してきた熱伝達率によって、定められた式を使っていないのではないか？という違法の疑いが出てきたのでした。

■熊本地震の検証結果を踏まえるべき

午後の美浜３号機の裁判では、甫守一樹弁護士が、基準地震動の問題でこれまで原告側が主張してきたことについて、国の地震調査研究推進本部（推本）の地震調査委員会強震動評価部会が今年３月に作成した「2016 年熊本地震の観測記録に基づく強震動評価手法の検証について（中間報告）」をもとに補強する主張を行いました。

この中間報告では、地震発生後の観測データから設定された初期震源断層モデルの震源断層の長さを約 34km としました。これは地震前に推本が長期評価で見ていた 19km よりも長く、観測された地震波形を使った震源インバージョン結果（例えば Irikura et al.(2017)）の 47km よりも短いです。そのため地震モーメントは、初期震源断層モデルの面積から推本のレシピ（ア）に従って入倉・三宅式で計算すると、観測値の半分程度にしかなりません。つまり地震規模を予測する際、レシピ（ア）を使うと過小評価になることがここでも証明されたということです。基準地震動の設定においては、ばらつきを考慮する、レシピ（イ）を用いる等の方法により、地震モーメントが過小評価にならないようにすべきと主張しました。

また、中間報告では、断層のごく近傍の観測点の地震動についても、従来の強震動予測レシピによる計算では過小になることを指摘しています。ここで推本は、地表の震源断層から３km の観測点もごく近傍として扱っていますので、当然、美浜原発でも白木-丹生断層や C 断層を「ごく近傍の断層」として扱うべきということも甫守弁護士は主張しました。

＊インバージョン：観測されたデータからそれに見合うようなモデルを推定する手法
＊地震モーメント：地震の規模
＊地震調査研究推進本部の「震源断層を特定した地震の強震動予測手法 」（通称「レシピ」）
(ア) 過去の地震記録や調査結果などの諸知見を吟味・判断して震源断層モデルを設定する場合
(イ) 長期評価された地表の活断層長さ等から地震規模を設定し震源断層モデルを設定する場合

■司法は行政の判断にとらわれずに判断を

毎回おなじみの原発関連新聞記事のまとめの陳述では、北村栄弁護士が、福島原発事故後１１年経っても続く放射能汚染の実態や廃炉作業の困難さ、ロシアによるウクライナの原発施設への攻撃で現実化した戦時下の原発の危険性、そして５月30日に札幌地裁が下した泊原発の運転差し止め判決の意義などについて新聞記事を紹介しながら、裁判官を諭すように陳述しました。

＜今後の期日＞

2022 年 10 月３日（月）名古屋地裁２号法廷
　10:30～高浜 1.2 号機　第２４回口頭弁論
　14:30～美浜３号機　　第３３回口頭弁論
※裁判後、報告集会＠桜華会館２階「富士桜」
　Zoom 配信あり。
※中野弁護士が午前も午後も時間をかけて、火山の問題のまとめを陳述します。
※被告・国が高浜事件で中性子照射脆化について陳述します。

2022 年 12 月 16 日（金）名古屋地裁２号法廷
　　10:30～高浜 1.2 号機　第２５回口頭弁論
　　14:30～美浜３号機　　第２３回口頭弁論

2023 年３月 13 日（月）名古屋地裁２号法廷
　　10:30～高浜 1.2 号機　第２６回口頭弁論
　　14:30～美浜３号機　　第２４回口頭弁論

□――――――――――――――――――――――――――――

【火山の問題での追加提訴について】
　　処分の日付の訂正と追加提訴のまとめ

――――――――――――――――――――――――――――――■

前回のデンジャラスくん通信 No.20 の５ページで、火山の問題が争点から漏れないようにするための追加提訴についてご報告しましたが、美浜原発３号機の火山灰濃度の引き上げによる保安規定変更認可の日付を「2022.2.27」と記載しましたが、正しくは「2020.2.27」です。申し訳ありませんでした。

また、同じく火山灰濃度の引き上げによる高浜原発１、２号機の保安規定変更認可についても無効確認訴訟を提起しましたが、その認可日を「2020 年２月 27 日」と記載しましたが、正しくは「2021 年２月 15 日」でした。こちらは訴状に誤りがありましたので、そちらも訂正しました。申し訳ありませんでした。

ここで、追加提訴した４つの訴訟を整理しておきたいと思います。いずれも、もとの訴訟に併合されましたので、期日が増えることはありません。

＜火山灰濃度の引き上げによる保安規定変更認可＞
2022 年４月１日付提訴
美浜原発３号機保安規定変更認可無効確認訴訟
対象：2020 年２月 27 日認可

2022 年５月 17 日付提訴
高浜原発１、２号機保安規定変更認可無効確認訴訟
対象：2021 年２月 15 日認可

＜火山噴出規模引き上げによるバックフィット命令に基づく設置変更許可＞
2022 年５月 17 日付提訴
高浜原発１、２号機設置変更許可取消訴訟
対象：2021 年５月 19 日許可

2022 年５月 17 日付提訴
美浜原発３号機設置変更許可取消訴訟
対象：2021 年５月 19 日許可

＊原告は印紙代（人数に比例）や時間的な問題から、ごく絞って提訴しました。いずれも、
美浜：美浜町の松下照幸さん、敦賀市の山本雅彦さん、名古屋市の草地妙子さん
高浜：高浜町の東山幸弘さん、名古屋市の河田昌東さん、草地妙子さん

□――――――――――――――――――――――――――――

【福井県知事/県議会と立地町議会に要請】
運転同意議論をやり直して！
　　高浜 1,2・美浜３の中性子照射脆化、
　　驚くべき手抜き試験

――――――――――――――――――――――――――――――■

私たちは訴訟を通して、高浜１・２号機と美浜３号機の原子炉容器の中性子照射脆化の評価にあたり、関電が驚くべき手抜き試験を行い、規制委員会もそれを見逃していたことを明らかにしました。このことを美浜原発３号機の再稼動が迫る８月２日、福井県の杉本知事と県議会に知らせて、運転再開同意についての議論をやり直してくださいと要請しました。

また、立地町である高浜町議会（8/9 付）と美浜町議会（8/10 付）にも伝え、美浜町議会宛てには、美浜３号機の 30 年目と 40 年目の PTS 評価の比較によって、30 年目時点の 60 年予測が甘かったこともつけ加えました。

要望書はホームページに掲載しています。

□――――――――――――――――――――――――――――

【暴挙！】美浜３号機　8/30 原子炉起動を強行！私たちの６年余の裁判闘争の成果を生かし戦い続けよう！

――――――――――――――――――――――――――――■

関電は 8/29 に突如、翌 8/30 に美浜３号機の原子炉を起動すると発表しました。

そして実際に起動された原子炉は同日中に臨界に達し、調整運転を経て、9/26 には営業運転に入ると言います。

当初関電は、10 月に再稼動するとしていました。それを 8/12（送電開始）に２ヶ月前倒しすると６月に発表。

関電は再稼働を急ぎましたが、やっぱり不具合が出ました。8/1 午前、一次冷却水漏れを発見しました。「ボルトの締め付け不足」によって、原子炉に冷却水を送るポンプから放射性物質を含む水が漏れたのです。

関電は起動を延期せざるえませんでしたが、その後も、冷却材喪失事故が起きた時に自動的にほう酸水（中性子を吸収）を注入する重要な設備で圧力低下が起きて、一時「運転上の制限逸脱」が発生するなどの事故が相次いだにもかかわらず､8/30 ついに原子炉起動を強行しました。

皆さん、覚えていますか。美浜３号機は、2004 年８ 月に５人が死亡、６人が重傷という大事故を起こしました。

経済性優先の関電の姿勢は、改善されたのでしょうか？

美浜３号機の再稼動に対し､この間､私たちも様々な取り組みをしてきました。老朽原発うごかすな！実行委員会が呼びかけた 7/24 の美浜町現地の抗議行動では、名古屋からも８人が参加し、草地共同代表も規制委の審査の杜撰さを訴えました。

また、稼動後の 9/10、11 には、オール福井反原発連絡会が美浜町で原発事故の避難計画について尋ねる住民アンケートを全戸配布する活動を行い、名古屋からも草地さんらが参加しました。

美浜町民の原発事故時の避難先はおおい町と大野市となっています。８月５日の大雨災害で福井県は南北の交通が４日間寸断され、大雪だけでなく大雨でも嶺北の大野市に避難できなくなることが現実の問題として突きつけられました。

しかし、おおい町や大野市に避難できない場合の避難先は決まっていません。その時点で国が判断、福井県や関西広域連合と調整するとされているだけです。滋賀県側への避難道路も整備されていません。

実効性ある避難計画が整備されているとは到底言えない状況で、原発を動かすことは許されません。

▼美浜町の「原子力防災のしおり」より

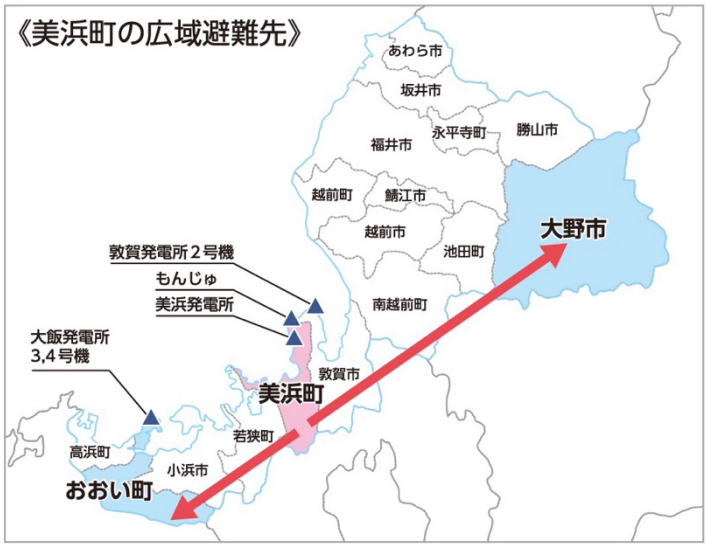

□――――――――――――――――――――――――――――

【美浜３仮処分】

大阪地裁「決定」の日、栄で街頭アクション

「差し止め」なら裁判所の判断を賞賛！

「却下」では抗議！

――――――――――――――――――――――――――――■

美浜３号機は再稼動しましたが、まだ再度止められる可能性はあります。昨年６月に大阪地裁に申し立てた運転禁止仮処分は、7/4 に終結しました。債権者（住民）は、関電が運転再開（送電開始）予定とする 8/12 の前までに決定を出すよう裁判所に求めましたが､裁判所は､8/11 までに出すのは無理だが、できるだけ早く出す、１週間前までに決定日を連絡する方向で検討するとしたそうです。

注目したのは､40 年廃炉訴訟でも争点となっている震源極近傍未審査問題で、関電は主張書面（10）で、今年５月、規制委員会の第 53 回技術情報検討会で、規制委員の山中さんが規制庁に、極近傍とはどのくらいの距離感かと尋ねて、規制庁が地表で１km くらいと答えたと主張してきました｡規制庁が数値を出してきたのは初めてのこと。

債権者はこれに対する反論を提出。関電は極近傍は 250m と主張していたのだから、知らなかったのでは？規制委･規制庁による事業者アシストの疑いも。

井戸弁護士曰く、ばらつき条項で関電が窮地に陥ったら、規制委はばらつき条項をなくして関電をアシストしたが、これもアシストではないか、それでも規制庁は 1km としか言えなかった、美浜の場合、白木-丹生断層の露頭は 1km なので、極近傍でないと言えるのか、と指摘しました。

規制委は自らが被告となっている 40 年廃炉訴訟では、この問題について、次回、書面を提出するこ

とになっていますので、関電のアシストだけでなく、自分たちの準備をしているのではないでしょうか。

この仮処分の弁護団にも参加している 40 年廃炉訴訟の弁護団長・北村栄弁護士も出席し、大詰めとなっている名古屋の裁判の状況を報告しました。仮処分で勝てば名古屋の裁判への影響も大きい！と、決定に期待を寄せました。

私たち市民の会は、決定が「差し止め」であろうと、「却下」であろうと、決定の日の夕方に街頭アクションを行う予定です。決定日がわかり次第、市民の会の SNS 等でお知らせします。

＜美浜３号機仮処分「決定」街頭アクション＞

日時　大阪地裁「決定」の日
　　午後６時より１時間

場所　名古屋市栄・噴水広場北

□――――――――――――――――――――――――――――

【報告】岐阜県知事への申し入れ、
１年越しに口頭で回答

――――――――――――――――――――――――――――■

昨年 6/9、40 年廃炉訴訟市民の会は、さよなら原発・ぎふと共同で、岐阜県知事に対し、老朽原発再稼働を容認しないよう申し入れを行いました。しかし、岐阜県からは何ら反応がないことから、ちょうど１年後の今年 6/9 に再度同じ内容の申し入れを行い、早急な回答を求めました。

8/25 になって、さよなら原発・ぎふ代表の伊藤さんに、原子力防災室の桂川室長より電話で口頭の回答がありました。

回答内容は、

＜申し入れ事項１＞岐阜県として、説明会を開催してください。

回答：災害対策基本法で防災業務の第一義的責任は市町村にあるので、市町村から協力依頼があれば説明会開催についても協力する。

＜申し入れ事項２＞具体的な避難計画が示され県民の納得が得られないうちは、老朽原発再稼働を容認しないことを表明してください。

回答：県は岐阜県市町村広域避難方針を策定しており、県や県内市町村の役割、広域避難が必要となった場合の市町村ごとの受け入れ先等を定めている。市町村では UPZ（緊急防護措置を準備する区域）に含まれる揖斐川町の他、2012 年度に実施した県の放射性物質拡散シュミレーションによって国の避難（一時移転等）基準以上の数値となる可能性が示された大垣市と関ヶ原町においても原子力災害避難計画を策定済みである。（大垣市と関ヶ原町以外に UPZ 圏外で避難計画を策定した市町はない。大垣市と関ヶ原町は避難訓練は実施していない。）

というものでした。

また、さよなら原発・ぎふの情報公開請求により、岐阜県が毎年、７月と１２月に県全体で国に提出している要望書の中で、毎回、原子力災害対策についても、県のシミュレーションに基づき、UPZ 外対策強化を要望し続けていることがわかりました。桂川室長に確認したところ、国は全く要望に応じていないそうです。

県の要望が実現されない中での老朽原発再稼働に対して、知事はせめて遺憾の意を示すべきではないでしょうか。

＊回答の詳細等はホームページに掲載。

□――――――――――――――――――――――――――――

【関電原発マネー】検察審査会が「起訴相当」「不起訴不当」強制捜査して、事件全体を起訴しろ！

――――――――――――――――――――――――――――■

高浜町の元助役の故森山栄治氏から関電の歴代幹部が金品を受領していた問題で、大阪地検は元幹部らを不起訴にしました。しかし、大阪第二検察審査会は 8/1、元会長・元社長３人を「起訴相当」、元役員６人を「不起訴不当」と議決しました。

彼らを告発した「関電の原発マネー不正還流を告発する会」の代理人・河合弘之弁護士は「大阪地検の手心捜査、手心不起訴に対する市民感覚による痛烈な批判。」と歓迎し、同じく代理人の海渡雄一弁護士は「ちゃんとした捜査をして事件全体を起訴しろと、検察審査会が検察庁にすべてのボールが投げ返した」と述べました。

そして、今年 4/20 に公開された関電コンプライアンス委員会の報告書において、新たに「A 倉庫問題」が判明したため、これについて新たな告発を行うとして「関電の原発マネー不正還流を告発する会」が告発人を募集し、1000 人を超えました。

「A 倉庫問題」とは、同報告書によれば、事業に失敗し借金を抱えた原発推進派の高浜町 A 町議の会社の倉庫を、関電が不当に高額な賃料で借り上げていたとされる問題です。

この新たな告発の告発状提出が、10/12 に予定されています。

関電の原発マネー不正還流を告発する会
告発状（倉庫賃借事件）提出行動、記者会見＆報告集会
１０月１２日（水）午後１時　大阪地検前　集合
１３：４５～　記者会見＆報告集会　駅前第１ビル 11 階貸会議室（自習室うめだ１１８１号室）
連絡先：0776-25-7784（原発反対福井県民会議）

□――――――――――――――――――――――――――――

【関電原発マネー 福井県職員調査】
福井地裁が県の非公開処分取り消す

――――――――――――――――――――――――――――■

関電の原発マネー不正還流問題で、福井県は県職員らを調査した結果、109 人が高浜町の森山元助役から金品を受け取っていたとする報告書を発表しました。市民オンブズマン福井がこの報告書のもととなった資料の情報公開請求をしたところ、職員らの回答内容や森山元助役が取締役を務めていた会社の名称が非公開となったことから審査請求を行いましたが、審査会で非公開が妥当とされたため、昨年 8 月に福井地裁に提訴した事件で、9/21、福井地裁・上杉英司裁判長は、県の非公開処分を取り消す判決を出しました。

『判決は、調査結果が県議会に説明されることが表明されていたうえ、調査で使われた文書にも、回答結果を非公開にするとは明記されていなかったと指摘。開示することが特定の公務員に取って不利なものだとしても「不利益は公務の公正を確保するために正当なものだ」とし、非公開にする理由はないと結論づけた。』（朝日新聞 9/21）

福井県は速やかに公開すべきです！

なお、上杉英司裁判長は、自衛隊イラク派兵差止訴訟の名古屋高裁で違憲判断をした裁判体の左陪席を務めた方です。そして、当 40 年廃炉訴訟弁護団の北村栄団長は司法修習同期とのことです！

□――――――――――――――――――――――――――――

【報告】愛知サマーセミナー2022
放映されなかった高校生劇「明日のハナコ」

――――――――――――――――――――――――――――■

2 人の少女が、原発を巡る福井県の過去を辿るうちに成長していく。こんなストーリーの高校生劇「明日のハナコ」は昨年、無観客で行われた高校演劇祭で、福井県立農林高校演劇部が上演しました。ところが、さて地元ケーブルテレビの放映を見ると、この劇だけ外され、後日まとめられた DVD と脚本集からも削除されていました。

私たちはこの事件の顛末を聞くために、「愛知サマーセミナー」に「おんぼろ原発やめよう会」という名前で講座を開きました。このイベントは、毎夏、愛知県の私立高校の生徒・教職員・父兄が主催するものです。

この日のために、講師の元演劇部顧問の玉村徹さんが、朗読劇「明日のハナコ年代記」を書き下ろしてくださり、講座参加者が即興で演じました。ただ話を聞くのとは違い、劇を楽しみ、さらに高校生たちの悔しさを実感することができました。

□――――――――――――――――――――――――――――

【避難者訴訟】
9/13 控訴審：最高裁判決批判、高校生の意見陳述
10/1 だまっちゃおれん訴訟総会＆
記念講演「黒い雨」訴訟

――――――――――――――――――――――――――――■

9/13 に愛知、岐阜に避難された方々の東電福島原発事故避難者訴訟控訴審第 9 回口頭弁論が名古屋高裁で行われました。弁護団からは、国の責任を認めなかった最高裁判決の多数意見がいかに不当で、反対意見（三浦裁判官）に理があるかについて陳述。今回は高校生の原告が幼い頃の福島の思い出から避難生活のこと、家族に起きたことを涙声になりながらも裁判官に訴えました。

次回、第 10 回口頭弁論は、12 月 15 日（木）11:00、名古屋高裁 1 号法廷です。

＜お問い合わせ先＞
原発事故損害賠償請求訴訟愛知・岐阜
福島原発事故損害賠償愛知弁護団
TEL：052-414-7338
だまっちゃおれん 原発事故人権侵害訴訟・愛知岐阜
【HP】https://damatchaoren.wordpress.com
【E-Mail】damatchaoren@gmail.com

避難者訴訟の原告のうち原発事故人権侵害訴訟・愛知岐阜（通称・だまっちゃおれん訴訟）の原告団とサポーターズが、10/1 に総会と記念講演を行います。私たち市民の会は、記念講演会に賛同しました。

「黒い雨」訴訟について学びましょう。
日時：2022 年 10 月 1 日（土）13:30～16:10
会場：イーブルなごや　３階ホール
＜第 1 部＞13:30-14:30 原告団・サポーター総会
＜第 2 部＞14:40-16:10 講演とトーク
「黒い雨」訴訟団　牧野一見さん

□――――――――――――――――――――――――――――

【toold40 弁護士インタビュー】
エコロジスト弁護士・中根祐介
――――――――――――――――――――――――――――■

弁護団老朽化班の中根祐介弁護士は、間伐ボランティアが趣味である。つまり、手入れがされていない杉や檜の林で間引き伐採すること。戦後、木材需要を賄うために国策として植林された杉・檜が、伐採の時を迎えている。しかし、輸入材に押されて木材価格が下がり、伐採・運び出しは採算がとれなくなったために、多くの山主が管理を放棄している。間伐を怠ると、地面に陽が入らなくなり下草が育たないために、土が禿げ土砂崩れの原因にもなりかねない。水源を涵養するという山の機能を保つために、間伐は重要な仕事だ。と言っても、高さ 20m、直径 20cm にもなる木をチェーンソーで切り倒す危険な作業だ。ボランティアグループとともに技術を研鑽して、ゆくゆく相続する山林を自分で管理したいと思っている。

中根祐介は、自然豊かな旧下山村（現豊田市）で育った。人口 5 千数百人。小学校は 1 学年 1 クラス、中学校は 2 クラス。みんな顔見知りで、悪いことはできない、アットホームな村だ。将来、何になりたいか分からない子どもだった。漠然と会社勤めをしたくないと思っていたが、中央大学法学部に進んで初めて、弁護士という職業に興味を持った。ただし、大きな企業のために働くより、消費者保護や高齢者のための成年後見など、一人一人の手助けになる仕事をしたいと思う。今、取り組んでいる気候変動と原発の問題は、弁護士の仕事というより個人的な思いからだ。

日弁連の人権大会のプレ企画として、地域の再エネ 100%をめざすシンポジウム（パネリスト・飯田哲也さん他）を実施した際に、中根はコーディネーターを務めた。多くの人に知ってもらいたいと思う。石炭火力にアンモニアを混焼しても CO2 排出削減の効果はないこと、また原発は直接 CO2 を排出しないが廃棄物の処理の問題があること。再エネで十分と分かれば、原発や石炭に固執したい人はいない。

エネルギーの地産地消によって、地域が自立する必要がある。中央集権的なシステムの下では、原発や石炭火力にかかる費用を賦課金に課せられても、人々は電力会社から電気を買うしかない。電力ムラの面々は、今までの投資を回収したいだけ。再エネの方がコスト安で、原発や石炭火力を新設するのは「座礁資産」になると知っているはずだ。

中根は他の弁護士らとともに、愛知県でも石炭火力発電に対する法的な活動ができないか考えている。2019 年、オランダの最高裁が、危険な気候変動の被害は人権侵害であり、国は実効性ある対策を講じる義務があるという判決を確定した。一方、日本は、2050 年まで石炭火力を撤廃しないと言いつのっている。市民のレベルで日本の方向を変えることはできないだろうか。中根祐介は、エコロジストである。

□――――――――――――――――――――――――――――

【GX 戦略】岸田首相が、電力不足を煽り国の方針転換！高浜 1，2 号機を含む 7 機再稼働＋原発新設＋運転期間 80 年？！
――――――――――――――――――――――――――――■

8/24 の GX（グリーントランスフォーメーション）実行会議で、岸田首相は気候変動対策を言い訳にしつつ、ウクライナ情勢による電力不足の可能性を煽り、原発推進政策を一気に打ち出しました。
私たちは裁判を通して、美浜 3 号機とともに高浜 1，2 号機の安全審査がまったくずさんであることを明らかにしてきました。その高浜 1，2 号機を含む 7 機の原発を来夏以降に再稼働するようというのです。また、2050 年の脱炭素を口実に、次世代革新炉の開発・建設を進めようとしています。
さらに、福島原発事故後に決まった「40 年ルール」をくつがえす法改正を試みようとしています。原発の運転期間は原則 40 年、例外中の例外として 20 年延長できるとされました。それを岸田首相は、さらに延長しようというのです。福島原発事故の教訓を無にする、エネルギー政策の大転換を許してはいけません！
政府の方針転換を受けて早速、FoE Japan、原子

力規制を監視する市民の会、原子力資料情報室の３団体が、方針の撤回を求める要請書への賛同を呼びかけ、9/12 には院内集会、政府交渉を行いました。

私たち市民の会も賛同し、院内集会、政府交渉には、草地共同代表がオンラインで参加しました。オンライン 75 名、会場約 50 名、合わせて 120 名以上の市民と、国会議員も 5 人の参加がありました。

□――――――――――――――――――――――――――――

【高浜 3,4 号機の運転延長】関電が特別点検を開始

――――――――――――――――――――――――――――■

関電は 9/22、2025 年に運転開始から 40 年となる高浜原発 3,4 号機の運転期間延長認可申請に必要な特別点検を始めたと発表しました。

東電福島原発事故の教訓である 40 年廃炉ルールがこれ以上ないがしろにされないよう、そして、これ以上原発事故を起こしたり、使用済み核燃料を増やして次世代に更なる負の遺産を押し付けないために、私たちの裁判の重要性は高まるばかり。老朽原発はこのまま廃炉に！の声を広げていきましょう！

□――――――――――――――――――――――――――――

【お願い】会費納入をお願いします！

――――――――――――――――――――――――――――■

皆様のご支援によって訴訟活動や訴訟の支援活動、広報活動を行うことができます。2022 年度も引き続きご支援をお願いします。会費は 2,000 円/年です。

各個人の会費納入状況は郵送宛名ラベルに印がございます。（納入済みは「入」、未納の場合は「未」となっております。）2021 年度が未納の方は、こちらも併せて納入いただけましたら幸いです。よろしくお願いいたします。

会費・カンパのお振込み先

【郵便振替口座】

口座番号：００８１０-０-１５３７４８

口座名義　：40 年廃炉訴訟市民の会

（ ヨンジュウネンハイロソショウシミンノカイ）

【ゆうちょ口座間、他銀行から】

金融機関コード：９９００（ゆうちょ銀行）

店番号：０８９

当座預金

店名：〇八九 店（ゼロハチキユウ店）

口座番号：０１５３７４８

※会員になって継続的にご支援ください。振込票に、「入会申し込み」と明記し、氏名・住所・電話番号のご記入があれば、会員登録されます。メールアドレスのある方はご記入ください。ホームページからも会員登録できます。メールマガジン等を配信します。

＊美浜町民の原発事故時の避難先はおおい町と大野市となっています。しかし、おおい町や大野市に避難できない場合の避難先は決まっていません。詳しくは4ページをご覧ください。

【デンジャラスくん通信　発行責任】
★老朽原発 40 年廃炉訴訟市民の会★
〒460-0002 名古屋市中区丸の内 2 丁目 18-22
三博ビル 5F 名古屋第一法律事務所内
TEL：080-9495-9414
E-mail：toold40citizens@gmail.com
HP：http://toold-40-takahama.com/people/
FB、Instagram、Twitter などは HP からどうぞ

TOOLD40@NAGOYA
老朽原発40年廃炉訴訟市民の会